

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

路線名	県道加藤平沼線
供用開始の区間	吉川市栄町七二七番一地先から 同市栄町七一一番一地先まで
供用開始の期日	令和四年三月十八日
備考	平成二十三年六月三日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第十八号における道 路予定区域の一部供用開始 である。延長九七・〇〇メー トル